

観音寺市一ノ谷池土地改良区定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 2 条 この土地改良区は観音寺市一ノ谷池土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川県土改第 7 5 号である。

(地 区)

第 3 条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市町村名	大字名	字 名	地 域
観音寺市	中田井町	辻岡 池下 高樋 石之経 平塚 向 下所 天神岡 西下所 栗屋	一円又は一部の田・畑
〃	古 川 町	香門 塚之坪 切石 樋ノ口 竹道 下所 堂ノ南 山ノ前 南下 谷間原	一円の田・畑
〃	吉 岡 町	畔田 道上 野津午 宮高 道下 三野境 大塚	一円の田・畑
〃	本 大 町	江藤道東 江藤道西 井手南 井手北 本村道東 往 還下 本村道西下 本村道西上	一円の田・畑
〃	流 岡 町	宮高 池下 前川 井手端 道南 横田 下河原 平田 五反地 下原	一円又は一部の田・畑
〃	村 黒 町	五反地 下原 平田 堂免 前川	一円又は一部の田
〃	植 田 町	東下	一円の田
〃	坂 本 町	二丁目	一部の田
〃	茂 木 町	一丁目 二丁目	一部の田

(事 業)

第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

- 一 地区内のため池、かんがい排水施設、農道、その他農用地の保全又は利用上必要な施設の維持管理並びに財田川から引水する荒井用水路の維持管理。
- 二 第 1 号の施設の新設及び改修
- 三 区画整理

四 農用地及び前各号にかかる災害復旧

五 連携管理保全事業

2 この土地改良区は第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は香川県観音寺市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、40人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第 3 章 役 員

(役員の定数)

第18条 この土地改良区の役員定数は、理事12人及び監事4人とする。

2 前項の監事定数のうち、3人は組合員とし、1人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選任)

第19条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第20条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行なう。

(事務の決定)

第22条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき、総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第24条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選挙によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書きに規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第25条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職務を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第26条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 第4条第1項第2号及び第5号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各区域ごとに地積割に賦課する。

3 第4条第1項第3号及び第4号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各区域に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画に定められた換地交付基準地籍に比例して賦課する。

4 前3項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(分担金)

第27条 この土地改良区は法第91条の規定に基づき、県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第30条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第31条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第32条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第33条 第24条、第25条、第28条又は第29条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期的に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には、督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(係及び委員会)

第34条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第35条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第36条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第33条の規定を準用する。

(基本財産)

第37条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産の分配の制限)

第38条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。
分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(事業年度)

第40条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第41条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第42条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

1. この土地改良区の設立当時の理事及び監事は、この定款の規定にかかわらず一ノ谷池普通水利組合で選任するところによる。
1. この定款は、昭和27年 8月 2日より施行する
1. この変更定款は、昭和53年 9月16日より施行する
1. この変更定款は、昭和57年 3月31日より施行する
1. この変更定款は、昭和59年 8月 6日より施行する
1. この変更定款は、昭和60年 5月31日より施行する
1. この変更定款は、昭和60年 8月19日より施行する
1. この変更定款は、昭和62年 4月13日より施行する
1. この変更定款は、平成元年10月19日より施行する
1. この変更定款は、平成 2年 2月 7日より施行する
1. この変更定款は、平成20年 6月20日より施行する
1. この定款の一部変更は、認可の日（平成23年 5月23日）から施行する
1. この変更定款は、令和 7年 4月 1日より施行する
1. この変更定款は、令和 8年 4月 1日より施行する

附 則 （令和 2年 2月27日の総代会で議決）

- 1 この定款は、認可の日（令和 2年 4月 1日）から施行する
- 1 この定款は、認可の日（令和8年3月17日）から施行する
- 2 土地改良法の一部改正する法律（平成 3 0 年法律第 4 3 号）の経過措置を準用する。